



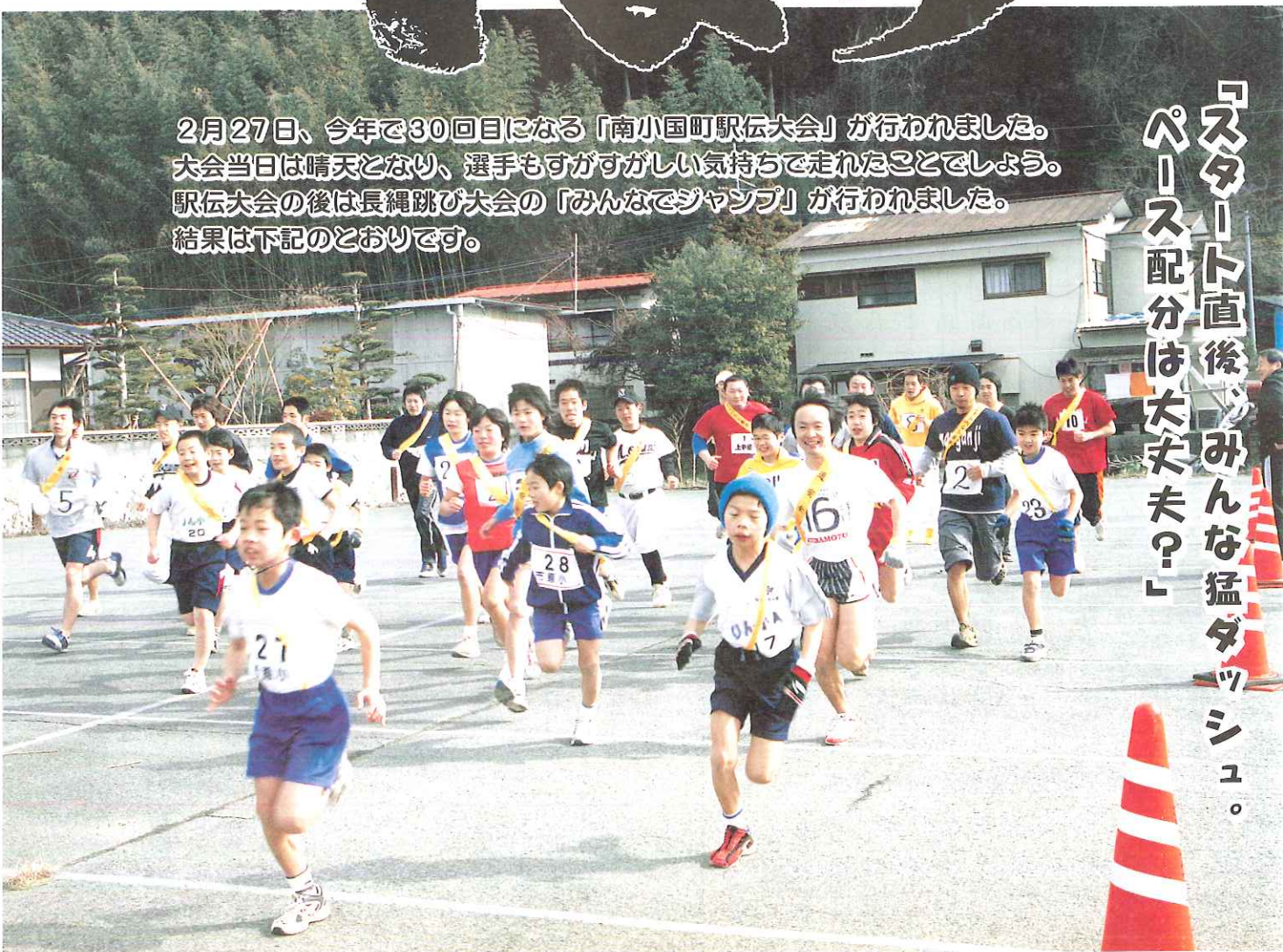
きよら

平成17年

3月

2月27日、今年で30回目になる「南小国町駅伝大会」が行われました。大会当日は晴天となり、選手もすがすがしい気持ちで走れたことでしょう。駅伝大会の後は長縄跳び大会の「みんなでジャンプ」が行われました。結果は下記のとおりです。

「スタート直後、みんな猛ダッシュ。ペース配分は大丈夫？」



Ⅱ成績表Ⅱ

駅伝大会

総合順位

一般の部

優勝 小田・白川・大谷山チーム

準優勝 黒川A (ブラック)

第三位 波居原A

宣言タイムの部

*誤差の少ない順

優勝 上中原

準優勝 チーム福島

第三位 波居原B

小学生の部

優勝 市原サッカー部

準優勝 白市原No.27

第三位 赤市原No.28

中学生の部

優勝 南中吹奏楽部

準優勝 激走バレー部

第三位 in南中

南中陸上部

39秒

22秒

14秒

1分6秒

27秒

11秒

35秒

19秒

32秒

37分29秒

35分49秒

みんなでジャンプ大会

小学生の部

優勝 中原六年生

準優勝 りんどうヶ丘

ハッピーズ

人数18人

回数16回

288点

市原五年女子

人数6人

回数41回

246点

中学生以上の部

優勝 小田・白川・大谷山

準優勝 上中原

人数9人

回数21回

189点

満願寺B

人数5人

回数19回

95点

人数5人

回数15回

75点

年金制度改正等のお知らせ



年金 だより

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。

平成十七年四月からの主な変更点は、次のとおりですのでご注意ください。

一、平成十七年四月から平成十八年三月までの国民年金保険料は、月額一万三千五百八十円です

国民年金の保険料は、平成十七年度から平成二十九年度まで毎年二百八十円引き上げられる予定となっています。(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。)

二、国民年金保険料の口座振替割引制度が拡充されます

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

十七年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、二千八百九十円の割引、口座振替では、三千四百二十円(五百三十円増)の割引となります。(六ヶ月前納も口座振替が有利です。)

現金払いでの前納は、四月に郵送されてくる納付書で四月三十日(今年は四月末日が休日のため五月二日)までに金融機関等の窓口での支払いが可能です。

口座振替での前納は、平成十七年三月三十一日まで社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、ご希望の方は早めにお申込みください。

(三月末日近くのお申込みは登録が間に合わない場合があります。特に金融機関を経由してお申込みになる場合は、お早めにお申し込みください。)

口座振替日は、四月三十日(今年は四月末日が休日のため五月二日)です。

なお、既に口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。

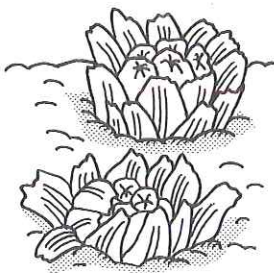
◆国民年金基金の掛金と国民年金の保険料を合わせて口座振替している方へ

国民年金保険料の納付を前納に変更する場合は、三月十八日必着で基金へのお申し込みが必要となります。

②月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落し)制度ができました。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると四十円が割引となります。

早割制度を申し込みすると翌月末の初回の口座振替にて二ヶ月分の保険料(従前の保険料と四十円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が四十円割引となります。



以上の口座振替の申込用紙(振替方法の変更も同じ申込用紙となります。)については、社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページから印字(プリントアウト)

【早割のイメージ図】

平成17年3月中にお申し込みされた場合

○通常の口座振替

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	5月末日
5月分	6月末日



○早割制度

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	4月末日
5月分	5月末日

4月分以降の保険料から40円割引

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

することもできます。

☆社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替でのお申し込みとなります。

保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

三、若年者納付猶予制度が導入されます（国民年金）

二十歳代の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。（これまでは、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでした。）

仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の一年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので万一の

時にも安心です。また、満額の老齢年金を受け取るために、その後十年間のうちに保険料を納付することができず、（二年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。）

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

	平成17年度の基準
4人世帯（夫婦・子2人）	258万円
2人世帯（夫婦のみ）	157万円
単身世帯	122万円

※本人だけではなく、配偶者も基準に該当している必要があります。

※4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ所得（収入）がある世帯の場合です。

四、保険料免除の所得基準が一部緩和されます（国民年金）

扶養者控除がないために若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

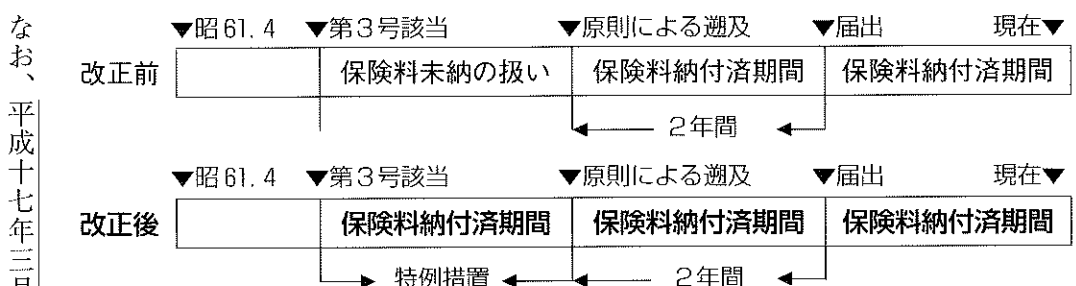
単身世帯の方の保険料免除の目安（年収ベース）

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
	↓	↓
平成17年度	122万円	227万円

五、第三号被保険者の特例が実施されます

第三号被保険者（厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者）の届出の特例が認められます。

第三号被保険者の届出が遅れたときには、二年前まではさかのぼって第三号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納の取り扱い」となっていました。今回の改正では、特例の届出をしていただくことにより、二年以上前の期間も第三号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。



なお、平成十七年三月までに第三号の届出があり、社会保険庁において第三号に該当していながら「保険料未納の取り扱い」となっていると把握している期間については、特例の届出は

必要ありません。

該当する方については、すでに特例の届出も行われているものとみなして、自動的に保険料納付済の期間への変更が行われ、社会保険庁から平成十七年四月下旬にお知らせが送付されます。また、該当する方であって年金受給中の方は、年金額が増額となる場合がありますが、この年金額の改定についても、社会保険庁において実施するため届出の必要はありません。

六、特別障害給付金制度が始まります

この制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して福祉的措置を講じる観点から給付金の支給を行う制度です。

▶対象者は、

※平成三年三月以前の国民年金任意加入対象であった学生

※昭和六十一年三月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者

であつて、任意加入していなかつた期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の一、二級相当の障害の状態にある方です。

請求書の受付は、平成十七年四月一日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始いたします。

給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求する方は、平成十七年四月中に請求書を提出してください。(五月に請求した場合六月份からの支給となります。)

障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。(支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給されます。)

なお、収入や年金受給の状況によって支給が制限される場合があります。

七、育児期間中の配慮措置が拡充されます(厚生年金保険)

①育児休業期間中の保険料免除制度が拡充されます。

子どもが満一歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子どもが満三歳に達するまで延長されます。

再申請及び延長については、事業主を通じて社会保険事務所への届出が必要となります。

②育児しながら勤務する方への配慮措置が実施されます。

三歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額(給与等、会社から支給される額を一ヶ月平均した額)が低下した場合は、事業主を通じて社会保険事務所へ届出を行えば、子どもが生まれる前の標準報酬月額のままであったとみなして、将来の年金受取額が低下しないように配慮する措置が創設されます。(保険料は増えません。)

なお、二年間までさかのぼって届出ができますので、平成十七年四月以降に該当する期間がある場合は、会社を退職した場合も、直接、社会保険事務所へ届出を行うことができます。

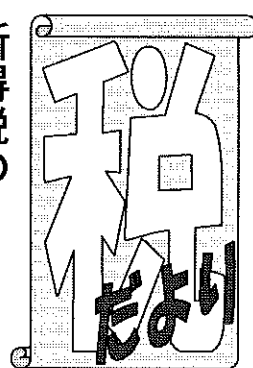
八、六十歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

老齢厚生年金を受給している六十歳代前半の方が、就労して厚生年金保険の被保険者となった場合は、年金額が一律に二割支給停止となり、さらに年金額と賃金の額に応じて年金が支給停止されていましたが、一律二割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみとなる仕組みに変更されます。

なお、該当する方には、年金額が改定される旨のお知らせが、六月中旬までに社会保険庁から通知されます。

詳細につきましては次に問い合わせください。

・熊本東社会保険事務所
☎〇九六―三六七―二五〇〇



所得税の

申告と納税は

三月十五日まで

平成十六年分の所得税の確定申告と納税はお済みでしょうか？

期限は三月十五日となっております。



期限間近になりますと税務署や役場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねません。確定申告は早めにお済ませください。

なお確定申告の提出は郵送でも結構です。

ところで、確定申告をしなければならぬ方が、期日までに申告しなかったり、申告した税金が過少だった場合には、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や滞納税を納めなければならぬことになりますので、ご注意ください。

所得税の確定申告が間違っていた時は

確定申告をした後で、うっかりして所得の一部が申告漏れとなっていたり、扶養控除の計算を誤ったために還付金が多過ぎたりしていることに気づかれた場合は、速やかに「修正申告」をしてください。

自発的に「修正申告」をされた場合には、過少申告加算税はかからないことになっています。また、逆に申告した税額が多過ぎていたり還付を受けた金額が少なかった場合には、「更正の請求」によって、正しい税額に訂正することができます。

なお、この「更正の請求」ができる期間は、原則として申告期限(平成十六年分は、平成十七年三月十五日)から一年となっております。

以上のことでお分かりにならないことがありましたら阿蘇税務署や南小国町役場財務課までお尋ねください。

・阿蘇税務署

☎二二―〇五五一
・南小国町役場財務課

☎四二―一一一一

保健師 だより



三月を迎えました。寒い日もありますが、徐々に暖かさが増し、春の訪れを感じるようになってきています。日中暖かい日には外へ出かけ、ゆっくり春を見つけてみませんか。

◎生活習慣病を予防しよう

生活習慣病は、心臓病や脳卒中、糖尿病の合併症など、重い病気を招きます。今月から何回かに分けて、その予防方法をご紹介しますいただきます。

▽今月の内容【生活習慣病予防の食生活】
下記の図参照

◎認知症について

先月の広報で、昨年の十二月末より「痴呆」の名称が「認知症」に変わったことをお知らせしました。今月は、認知症と、老化による物忘れの違いについて考えてみたいと思います。

認知症は、以前不治の病と考えられていたこともあります。しかし、現在は、日常生活に気を付けたり、服薬を行うことにより、予防や、症状の改善に期待がもてるようになってきました。そのためには、予防活動と、早期発見・診断が重要になってきます。

次回は予防活動についてご紹介します。

例

認知症と老化によるもの忘れのちがい

老化

認知症

記憶力

「この間話した、〇〇さんが旅行に行ったっていう話だけど…」

どこへ行ったのかを覚えていない

話自体を覚えていない

「今日の朝ごはん、おいしかった？」

なにを食べたのかを覚えていない

食べたこと自体を覚えていない

外で知人とバッタリ会って「あら、久しぶりね!」

顔はわかるが名前が出てこない

全然知らない人に会ったような対応をする

日付や場所の認識

「今日は何年の何月何日?」「ここはどこ?」

きちんといえる

わからない

計算力

「100-7は?」

100から7を順にひいていくなどの簡単な計算

スピードは遅いが正解

できない

判断力

「電球の替え方、わかりますか?」

「道を教えてもらえますか?」

わかる

わからない

生活習慣病予防の食生活

生活習慣病の予防には、偏りのない食生活をすることが大切です。健康的な生活をエンジョイするために、毎日の食生活を見直しましょう。

① 1日3食、バランスある食事を

食卓に主食、主菜、副菜をそろえよう

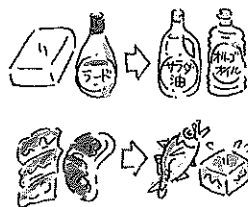
主食	主菜	副菜
ご飯、パン 麺類等のエネルギー源	魚、肉、豆類 等のタンパク質	野菜、海藻 きのこの等の ビタミン源

② 食べすぎない・腹八分目を

時間をかけて、ゆっくり食べよう。噛む回数を増やしましょう



③ 動物性脂肪をとりすぎない



バター・ラードより、サラダ油、オリーブ油を

動物性の肉より、魚、大豆製品を多めに

④ 野菜を多くとる

「緑黄色野菜」



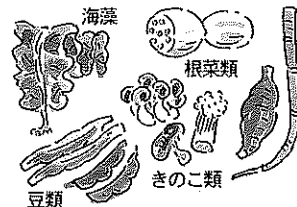
にんじん、トマト、ほうれん草、ピーマン

「淡色野菜」



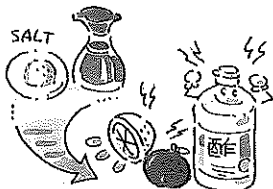
きゅうり、白菜、玉ねぎ、レタス

⑤ 食物繊維は十分にとる



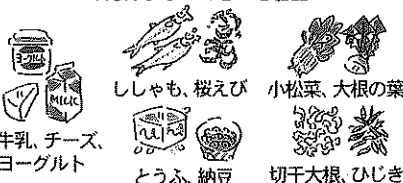
⑥ 塩分は1日10g以下に

●塩の代わりに、柑橘類や酢を利用する



⑦ カルシウムを意識してとる

「カルシウムの多い食品」



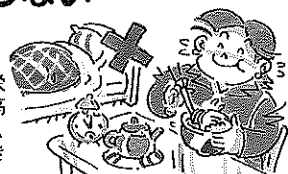
牛乳、チーズ、ヨーグルト

とうふ、納豆

小松菜、大根の葉、切干大根、ひじき

⑧ 就寝直前の夜食はとらない

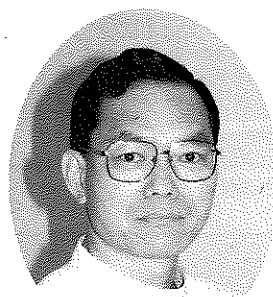
就寝中は、栄養の吸収が高くなるため、肥満をまねきやすい



健康寿命をのばしましょう

小国公立病院

院長 松村克己先生

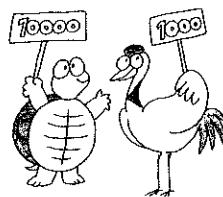


◎はじめに

日本は世界一の長寿国です。平均寿命は男性で七十八歳、女性で八十五歳となりました。六十五歳以上は高齢者といわれますが、日本の平均で一八%を超え更に増加しています。小国郷では三〇%くらいになります。

高齢者にはいわゆる生活習慣病といわれる病気、たとえば高血圧、糖尿病、高脂血症、癌、心筋梗塞、脳血管障害などが増加してきます。それに加えて肺炎、骨折、尿流出障害、痴ほう（現在は認知症といわれます）が出現してきます。

誰もが長生きをしたいのですが、寝たきりでの長生きではなく、日常生活を送りながらの長生きが願いです。



◎高齢になると

体も変わる

年をとると若いころとは違うことはわかりますが、どうなっているのでしょうか？

一口に言うとも体の予備能が若いころと違って低下しています。具体的には年齢とともに体の細胞の数が減少し水分も減って、組織の弾力性が低下します。また血管は動脈硬化がおきて血圧が上昇してきます。肝臓や腎臓といった内臓も小さくなってきます。内分泌では性腺が萎縮して機能も低下してきます。筋肉も細胞が減り、骨は骨粗しょう症でもろくなっています。

◎高齢者の病気を

予防しよう

高齢者の体の特徴を理解

しながら病気の予防に、更には健康の増進に努めましょう。毎日の積み重ね、つまり生活習慣の改善が第一番です。生活習慣の基本はまず食事そして運動、嗜好品になります。

(1) 食事の注意

食べ過ぎないこと、魚類を積極的にとること、野菜などから繊維分を多くとること。塩分をとりすぎないこと。一日十グラムが目標ですが血圧の高い人は七八グラムにしましょう。

(2) 運動をして体を動かすこと

中くらいの運動を持続して行うこと。自分のできる運動、例えば散歩を（心拍数が一分間に一一〇位で）一日三十分ほど、週に三回以上は行う。家事を続けることも運動になります。このことで脳も含めて全身の血液の流れが良くなりまた筋力なども維持できます。

(3) 嗜好品の注意

なんとといっても禁煙が重要です。タバコは多くの発がん物質で癌をおこしやすくするだけでなく、血管を収縮させ、動脈硬化をおこ

しやすくし心筋梗塞、脳血管障害の誘因となります。アルコールは少量にとどめましょう。



◎さいごに

年齢とともに肉体的には若いころと同じようにはいきませんが、若い人に負けないようすることができます。それは気持、気分、精神です。

サムエル・ウルマンの詩のように「青春とは人生の一時期ではなく心の持ち方である、ばら色の頬、紅の唇、しなやかな足腰ではなく、たくましい意思、豊かな想像力、燃える情熱をいう……」です。



ミニミニ保健師だより

油断できないインフルエンザ

インフルエンザは、悪寒や発熱、ふしぶしの痛みなど、初期の症状は普通のかぜとそう変わりないようにみえます。しかし大きな違いは、それらの症状が著しく、急速に進行することです。感染力も強く、抵抗力の弱い老人や子どもの多い場所（老人施設や学校など）では集団感染が起こりやすいのも特徴です。特に、症状が長期化すると、重篤な肺炎や脳症を引き起こす場合があるので要注意です。

インフルエンザは普通のかぜと同じく、「飛沫感染」で発病します。「インフルエンザかな？」と思ったら、早めに医療機関で受診しましょう。適切な治療と休養は、自分の体を守るだけでなく、家族などほかの人に移さないという観点からも重要な措置なのです。

●インフルエンザ予防四カ条

- ① インフルエンザウイルスは湿気に弱いので、加湿器などを使って適度な湿度を保つ
- ② 外出時にはマスクをしてなるべく人ごみを避ける
- ③ うがいと手洗いを忘れずに
- ④ バランスのとれた栄養摂取、十分な睡眠・休養をとって体に抵抗力をつけておく。

人権教育啓発シリーズ (12)

—南小国町人権教育推進協議会—

病気で苦しみ 差別で苦しんだ 水俣病

水俣病は



—スローガン—
ひろげよう
きよらの郷に 人権の輪

★水俣湾に流された工場排水の中に含まれていたメチル水銀を取り入れた魚介類を、人々が長い間たくさん食べたことにより発生しました。昭和三十一年水俣市で最初に発見され、昭和四十年新潟県阿賀野川流域でも同じように発生し、新潟水俣病と呼ばれています。★体内に取り込まれたメチル水銀が脳や神経に障害を与え、手足の動きが鈍くなる運動機能障害や視覚・聴覚などの障害が出たり、症状の重い人はけいれんを起こして死に至りました。★伝染したり、遺伝したりする病気ではありません。

ひどい差別

★病気が発見されたあと、

原因が究明されるまでの長い間、奇病・伝染病として周囲から大恐怖がられました。★水俣病になった人は隔離病棟に入れられ、家には誰も寄りつかず、家の戸は開けられず、そのうえ石まで投げつけられたりしました。★本人だけでなく、家族親戚が大変な差別にあったことは筆舌に尽くしがたいほどです。★また、出身が水俣市というだけで「水俣病がうつる」と避けられるなどの差別がありました。★最近水俣の中学生に対して、「水俣病が来た」などの不用意な発言がありました。

偏見・差別の構造

これはまさに、

★正しいことを知らなかつ

たことで生じた偏見による差別であり、人の心に染み付いた偏見の深さでもあります。さらに、人の心を傷つけることを自覚しない人権感覚の欠如であると言えると思います。

水俣病から学ぶ



美しい自然が破壊され、多くの人が犠牲になっていった水俣病の残した教訓はたくさんあります。一人ひとりが環境を守る努力をすることも大切です。この過ちを繰り返さないために。

必要な三つの力

- ① 差別に気づく力
- ② 差別をはね返す力
- ③ 差別をなくす力



研修会で最近聞いたあるお父さんの言葉です。

「・・・命が非常に軽んじられる時代、差別によって子どもの命が奪われるようなことがあつてはならない。子どもたちがいつ差別に出会うのかと思うと、どきどきしている。そのとき死を選ばないでほしい。先生たちは差別に負けない差別をはねのける力をつけてほしい。」

力量・人柄は 学歴と 比例しない



昨年暮れ、我が家に一月半ほどの間、若い大工さんが熊本から見えていました。以前親方だった父親もときどき手伝われ、そして母親も片付けなどで一緒に来られる日もありました。ある日お母さんに初対面したとき、「うちんとは中学しか出とりまっせんから」とおっしゃいました。「いえいえそんなの何も問題じゃないですよ。息子

さんの立派な仕事ぶり、人柄、大変すばらしいといつも思っています。」心からそう答えました。家の建築という難しい仕事を三十歳を少し過ぎた年齢で、棟梁として見事にしかも熱意と誠意でやって行かれる力量。ただただ敬服していました。二人のお子さんの父親でもあり、奥さんといっしょにいい家庭を築いていらっしやるようでした。

い。また、みんな差別を受けたらどんな痛みがあるかを知ってほしい。ふざけ半分に簡単に死ねとか言うけれど、言われた方はそういうわけにはいかない・・・」歴史的に永い間続いてきた部落差別によって苦しんでこられた方の非常に重たい言葉です。

子ども社会にも大人社会にも陰湿ないじめや差別によって多くの人が悩み苦しんでいく状況はいまだに多く見かけられます。いじめめる側・差別する側

この「きよら」に一年間掲載してきました人権啓発シリーズに対して、感想・意見をお寄せ下さい。次回からの参考にさせていただきます。

南小国町教育委員会まで

地域安全コーナー



少年を非行から

守ろう！

○ 春休みの少年非行・家出を防止
しましょう

春休みは、少年の非行、家出が増加するとともに、犯罪等の被害に遭うケースも増加する傾向にあります。

毎日の生活の中で、子どもの言葉や生活態度に注意して、

☆帰宅時間が遅くなる。

☆深夜外出、無断外泊が多くなる。

☆ウソをついたり、ソワソワして落ち着きがなくなる。

☆携帯電話の「出会い系サイト」を頻繁に利用する。

など、非行に至るおそれがある「兆し」を早期に発見し、適切な指導を行って非行の未然防止に努めましょう。

○ 少年を取り巻く有害環境を排除
しよう

☆子どもの通学路や遊び場等の近くに、有害な環境がないか確認しましょう。
☆地域ぐるみによる有害環境排除運動を推進しましょう。

☆法律違反等の疑いがある場合は、警察に連絡してください。

みんなでつくろう安心の町・小国郷

「振り込め詐欺」 の被害に遭わないために

◆ オレオレ詐欺

・電話を受けた時、まず、「詐欺かもしれない!」と考えてください。

・警察が示談の仲介をすること、弁護士や保険会社が、事故直後に示談金の振り込みを勧めることはしません。

・必ず本人や警察に連絡を取り、事実を確認してください。

チョットまって!
だれからの電話!?



この他にも、

◆ 架空請求詐欺

◆ 融資保証金詐欺

による、被害が発生しています。

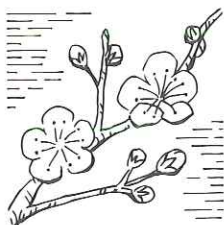
安易に、自分の氏名や住所などの個人情報をお教えしないでください。

また、普段から、このような犯罪を家庭内で話題にし、情報を共有し、不審に思った時は、小国警察署または、各駐在所に相談してください。

町民文芸

俳句

七草の粥の陰膳子と孫に
屠蘇を酌む一つ違いの妻ありて
田も畦も広く遍く冬田あり
仔牛の目澄みて風花見つめおり
雪片のみるく笹を傾けて
雲海を見上ぐる町に住みつきて
初競りの仔牛一番とは目出度
乳離す泣く新仔牛寒の夜
鐘遠く春待つものの一つかな
春近し畑の草は日々青む
梅ふ、む庭に法要終えし客



河津 青山
杉 千代志
本田 菁爽
川津佳津美
佐藤 明
日隈 白龍
佐藤 淡竹
日隈湯風呂
北里 田鶴
鎗水佐千子
佐藤須磨子

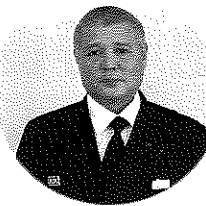


消防署だより

北部分署

火災・救助は
119番
問い合わせ
☎46-4411

着任のご挨拶



分署長
飛田 頼男

この度の人事異動で、新たに飛田分署長が着任され、今後の抱負を伺いました。地域住民の皆様には日頃から消防防災につきまして、特に格段の御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、国内外では多種多様な災害等が発生している現況であります。地域の安全のために、強い郷土愛、護に燃え、住民の生命、身体、財産の保全を目的として職員一同に一致団結して任務を遂行したいと思っております。

最後に、任務を遂行するには、消防団、地域住民の皆様的人的な機動力が必要不可欠であります。今後ともご指導とご協力を宜しくお願いいたします。

住宅用火災警報器等の設置が義務付け！

これまで、日本の消防法では多くの人が利用する一定規模を超える建物について、自動火災報知設備などの設置を義務づけていたが、近年一般住宅や一定規模以下の共同住宅等における、住宅火災による死者が増加する傾向にあり、住宅防火対策の推進が重要な課題になってまいりました。

平成十六年消防白書のデータによると、住宅火災による死者は建物火災による死者全体の約九割を占め、その六割程度が六十五歳以上の高齢者となっています。また、住宅火災で亡くなった方の約七割が「逃げ遅れ」で、より早く火災を知っていれば助かった方も多いと思われる。

このような状況を踏まえた消防審議会の答申を受けて、消防庁では、消防法を改正して全国一律に住宅用火災警報器等の設置を義務づけることになりました。

適用時期は、新築住宅が平成十八年六月一日から、既存住宅の適用時期は各市町村条例に委ねることとなりました。

悪徳商法に注意！



消火器の訪問点検による不適正取引（高額請求）も管内で発生しておりますが、今回の法改正に合わせて新たな悪徳商法の発生も予想されますので、次の事にご注意ください。

※契約を急ぐ業者には注意をする。（その場で契約をしない。）

※値段を明らかにしない業者は信用しない。（値段を確認しない内に契約書にサインをしない。）

※怪しいと思ったら、すぐに消防署・役場または警察等に連絡をする。

※もし、契約しても怪しいと思ったらすぐに消防署・役場または警察等に連絡をする。（泣き寝入りをしてはい。）

わが家の

味じまん

第85回

去る二月十八日「男性料理教室」で参加者の皆さんと楽しく調理した一品を紹介します。この献立は南小国町食生活改善推進員さん達で考え、栄養価の計算もしました。

◆チーズ入り魚コロッケ

◎材料（4人分）

- 鮭さり身・・・160g
- プロセスチーズ・・・40g
- じゃが芋・・・200g
- 玉ねぎ・・・60g
- 人参・・・40g
- 塩、コショウ・・・少々
- 小麦粉、卵、パン粉、揚げ油一適宜
- キャベツ・・・80g
- みかん・・・2個
- オーロラソース
- トマトケチャップ、マヨネーズ一適宜



◎作り方

- ① 鮭は塩・コショウして、大きめの平皿に広げて乗せ、蒸し器で蒸し焼きにし、身をほぐして、骨や皮を取り除き、フレック状にする。
- ② じゃが芋は、茹でてつぶしておく。
- ③ 玉ねぎ、人参はみじん切りにして、油で炒める。
- ④ 鮭、つぶしたじゃが芋、炒めた玉ねぎ、人参をよく混ぜ合わせ1cm角に切った、プロセスチーズを包み込むように俵型又は、小判型に丸める。
- ⑤ 小麦粉、卵、パン粉の順につけ、油で揚げる。
- ⑥ キャベツの千切り、みかんの飾り切りを添える。
- ⑦ 同量のトマトケチャップとマヨネーズを混ぜ、オーロラソースを作つてかける。

※この献立から得られる栄養は、エネルギー367キロカロリー、たんぱく質13.1g、脂肪21.4g、カルシウム90mg、塩分0.9g
※魚コロッケは、鮭が手に入らない時は、鮭のフレークやシーチキンに変えてもよい。
※プロセスチーズが入るのでカルシウムが豊富に摂取できる。

中山間地域等直接支払制度次期対策について

平成17年4月1日から第2期中山間地域等直接支払制度が始まります。(平成17年～平成21年度)

第2期の対策としては、現行制度により活性化した集落の動きを一層充実させ、自律的かつ継続的な農業生産活動等の前向きな取り組みを推進する事が求められます。また、次期制度についての説明会も予定していますので、皆様の御協力を御願います。

南小国町役場農政課

☆☆ 集落協定の基本的事項の締結 ☆☆

○次期制度は、協定締結に向けた基本的事項についての話し合い等(集落協定の統合・交付金交付農用地の確定、参加者の決定等)を行い、集落協定に下記のような集落マスタープランを織り込まなければならない。また交付金は通常単価の8割となります。

農業生産活動等に関わる事項

集落マスタープランの位置付け

- ・国のガイドラインを参考に、当該集落協定が目指すべき将来像(10～15年後の目標)を明記。
- ・目指すべき将来像を達成するための協定期間(5年間)の毎年度の活動工程表の作成。
- 耕作放棄の防止等の活動(従来どおり)
- 水路・農道等の管理活動(従来どおり)

多面的機能増進活動に関わる事項

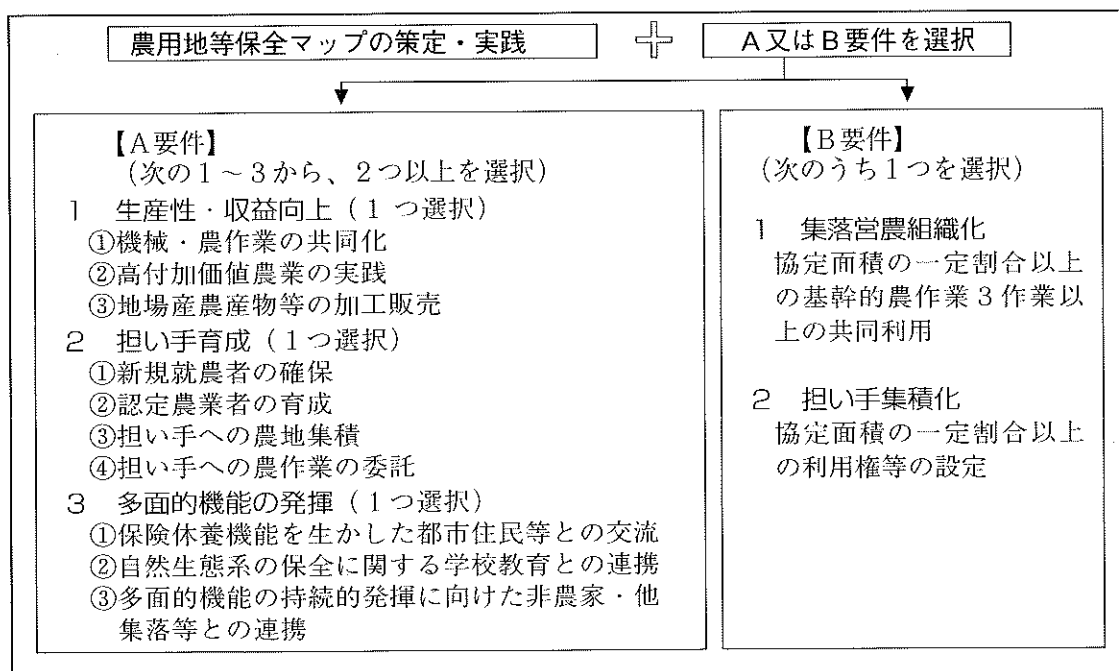
- 多面的機能を増進する活動(従来どおり)



通常単価の8割の確保

☆☆ 集落協定の充実 ☆☆

○加えて、下記のような協定の一層のステップアップに向けた取り組みを行うことにより、通常単価(10割)となります。



通常単価(10割)

○加えて、加算措置適用に向けた取組を行うことによって、加算措置があります。



11



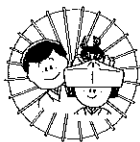
お誕生おめでとう

松崎 麗名ちゃん 17.1.21生(満願寺団地)
(父)真一さん (母)茜さん
平野 大翔くん 17.1.26生(矢津田上)
(父)直紀さん (母)亜希子さん
井 陸人くん 17.1.29生(黒川)
(父)浩一さん (母)智子さん



いつまでもお幸せに

武田 亮介 さん } 黒川
武田 祐佳 さん }
嶋崎 元謙 さん } 荒倉上
佐藤 奉美 さん }
北里 大亮 さん } 田の原
高村 容子 さん }



おくやみ申し上げます

死亡月日	氏名	年令	住所
1.26	古澤ケサヲさん	(87)	杉田下
2.3	小代サチ子さん	(84)	田の原
2.7	城塚 初子さん	(70)	湯田上
2.10	高村キヌエさん	(90)	和田上
2.19	松崎 益喜さん	(86)	上町
2.23	佐藤 上さん	(59)	鬼山

○ 人の動き(1月31日現在) ○
世帯数 1,663戸 (-7)
男 2,331人 (-2)
女 2,616人 (-3)
○ 計 4,947人 (-5) ○

* 工事入札結果 *

入札年月日	工事名	請負金額	工事請負者
H17.1.28	地方特定整備事業 町道山ノ口手形野線舗装工事	11,235,000	(有)井上建設
H17.2.16	町道立岩宮地線改良工事	1,942,500	北里道路(株)
〃	町道田ノ口大竹原線改良 舗装工事	1,816,500	(有)中島産業
〃	町道滝ノ口梅ノ木堂線維持 工事	1,260,000	大仁産業(株)
〃	町道星和下り戸線改良工 事	5,092,500	北里道路(株)
〃	道路安全施設設置工事	1,890,000	(有)弘藤建設
〃	山ノ原中央橋外補修工事	966,000	(有)利光建設
〃	町道扇線改良工事	5,092,500	麻生建設
〃	町道黒川町内線維持工事	1,942,500	(有)合原技建
〃	中学校寮維持工事	609,000	(有)甲斐電工社
〃	旧星和小学校校長住宅解 体工事	766,500	大仁産業(株)
〃	浄化槽設置工事(18工区)	1,029,000	大仁産業(株)
〃	浄化槽設置工事(19工区)	997,500	(有)樋口建設

在宅栄養士の 保健所名簿への登録について

阿蘇保健所では、研修会の参加や地域の健康づくり事業等に御協力いただける栄養士さんを募集しています。

【対象者】

阿蘇郡市在住の在宅の栄養士の方で、栄養士の技術を活かしたいと思っている方。

【申込方法】

次まで、お電話または来所のうえお申込みください。

【申し込み先】

阿蘇保健所保険予防課健康増進係

☎三三二一〇五三五

【募集期間】

平成十七年四月から随時募集します。



法律相談

本町出身弁護士の方、坂本仁郎さんによる、法律相談が行われます。

相談は、無料です。

●とき：三月二十八日(月)

午後一時三十分

●ところ：役場会議室

社協だより

ご寄附のお礼

故人の香典返しとして、次の方より多額のご寄附をいただきました。お志に添いますよう有意義に活用させていただきます。

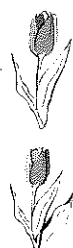
謹んで厚くお礼申し上げますとともに故人のご冥福をお祈り申し上げます。

松崎 壽美様 本町

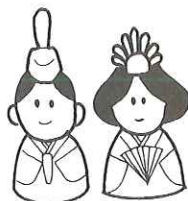
また、社会福祉事業推進の為に、一般寄附として、ほこ杉会様、穴井房夫様(竹の熊)より、多額のご寄附をいただきました。

ありがとうございます。

南小国町社会福祉協議会



町民カレンダー



3月・4月

▼ 休日在宅医院のない日曜・祭日には、救急告示病院である「小国公立病院」で受診できます。

3/7 月	◆健康相談 10:00～ 上中原公民館	22 火	♥子育て広場（自由遊び） 9:30～11:30 りんどう荘
8 火	◎子育て講演会「食育」 管理センター 1階和室 ♥子育て広場（自由遊び）9:30～11:30 りんどう荘	23 水	
9 水		24 木	☆各小学校卒業式
10 木	◎馬頭観音祭 9:00～	25 金	☆中原保育園卒園式 9:30～ ☆市原保育園卒園式 10:00～ ☆黒川保育園卒園式 11:00～
11 金		26 土	◆粗大ごみの収集（役場裏） 8:30～11:30
12 土	◎九電「九州ふるさとの森づくり」植樹 ☆きよら人権デー 9:00～ 管理センター	27 日	▶休日在宅医院 おぐに整形外科 ☎46-2121
13 日	◎一斉火入れ	28 月	★乳児健診 13:30～13:40受付 管理センター ◇法律相談 13:30～ 役場会議室
14 月	☆南小国中学校卒業式 ◎交通安全教室 反射材フェア 14:00～16:00 市原小学校体育館	29 火	♥子育て広場（自由遊び） 9:30～11:30 りんどう荘
15 火	♥子育て広場（自由遊び） 9:30～11:30 りんどう荘	30 水	
16 水		31 木	◎国民健康保険税 第10期 納期限
17 木	★予防接種（麻しん） 13:30～15:30受付 室原医院	4/1 金	
18 金		2 土	
19 土		3 日	
20 日	▶休日在宅医院 上野外科医院 ☎46-2033	4 月	◆年金相談 10:00～15:00 小国町 悠ゆう館
21 月	☞春分の日	5 火	♥子育て広場（自由遊び） 9:30～11:30 りんどう荘

◎ 心配ごと相談 …（第1・第3木曜日）

＜社会福祉協議会 りんどう荘＞

◎ 不用犬収集 ……（毎週木曜日）役場へ前日、又は当日午前9時までに持ち込んでください。 ＜町民課＞

♥子育て広場「き☆ら☆ら」……………（毎週火曜日 午前中） ＜社会福祉協議会 りんどう荘＞

※ 各月の納税の際、収入役室窓口に納付書とともに 徴収目録を提出くださいますと、お待ち時間が少なくなります。



中原住宅
杉 康輔 くん(16.2.9生)
(父) 竜二さん (母) 由紀さん

家の中を走り回る元気者です。相手とバイバイが上手にできます。大好きなじいちゃんにそっくり!!よろしくね。



田ノ原
樋口 奈津那 ちゃん(16.2.18生)

(父) 悠生さん (母) 小百合さん
こんにちわ なづなです。よく男の子にまちがわれるけど女の子です。よろしくおねがいします。



このコーナーでは
1歳になる赤ちゃんを
紹介します。
2月(如月)生れ

森林の開発や伐採を行う際、事前に相談を!

森林施業や開発を行うために、森林法で定める森林を伐採したり、土地の形質を変更する場合は、森林法により事前に所定の手続きが必要です。

●次の場合は、県知事の許可が必要です。

◇林地開発許可

(森林の開発面積が一ヘクタールを超える場合)

◇保安林内伐採許可

(保安林内ので伐採や土地の形質変更等の場合)

◇保安林内間伐届出

(保安林内の間伐を行う場合)

●次の場合は、町長への届出が必要です。

◇伐採及び伐採後の造林の届出

(森林法で定める森林の伐採を行う場合)

なお、これらの行為について、他法令(自然公園法など)による手続きも必要になる場合がありますので、ご注意ください。

※問い合わせ先

・阿蘇地域振興局農林部 林務課

☎二二二二二二
☎四二二二二二

・南小国町役場 林務観光課

☎四二二二二二

二月の小国家畜市場結果

二月五日(土)、小国家畜市場において競りがありました。前回に比べ平均価格からみて、赤・黒共に二万円から六万円程度の安値で取り引きされました。昨年の取り引き頭数が百頭を超えていた時期に比べ減少していますが、ここ数カ月は横這いの様です。

入場当数：七十二頭、取引当数：六十四頭

あか 平均 三一八、三五二円

黒 平均 三五一、七五〇円

あか 前回に比べ

黒 平均 二五、二七九円の減収、

あか 平均 六一、三六七円の減収でした。



南小国町簡易水道事業平成十七年度水質検査計画

南小国町では、水道法により熊本県知事の事業認可を得て給水を行っています。

「水質基準に関する省令」が改正され検査項目等が見直されたことにより水質検査の内容や検査の体制を「水質検査計画」で策定しております。次のような検査を行い、みなさまに安心して使っていただけるように努めております。

●南小国町簡易水道の水質検査基本計画

〈検査地点〉

浄水施設の系統を代表する十カ所の給水栓(蛇口)と水源地の原水で検査します。

〈検査項目〉

水道法による検査項目を基本として行います。

〈原水検査〉

四十項目を年一回、行います。

●検査項目及び頻度

〈毎日検査〉

色・濁り・残留塩素の検査を日一回、浄水施設の系統を代表する給水栓において水質検査を行います。

〈水質基準項目検査〉

水質基準項目(九項目)に

ついて月一回、浄水施設の系統を代表する給水栓において水質検査を行います。水質基準項目(省略不可能二十七項目)について、年三回、浄水施設の系統を代表する給水栓において水質検査を行います。

〈原水・検査〉

原水(四十項目)、浄水(五十項目)について、年一回、水質検査を行います。

〈検査地点〉

浄水施設の系統を代表する末端の給水栓で、原水は、水現地取水井入口で採水し検査を行います。

〈臨時の水質検査〉

水質基準に適合しないような次の状況が発生した場合は、直ちに取水を停止し必要に応じて水源、浄水施設、給水栓等から採水し臨時の検査を行います。

①水質(色・濁り・臭気等)が著しく変化した場合

②浄水施設等において異常があった場合

③水道施設(施設、配水・導水管等)が著しく汚染されたおそれがある場合

※詳しい検査項目は、役場建設課にて閲覧できます。

自然と調和した『きよらの郷』づくり

いきいきと豊かな地域社会を創りましょう